

「夕日ヶ丘」分譲地よくある質問

面積（設計面積）について

Q：正確な面積は分かりますか？

A：工事完了後、確定測量を行います。その後、法務局にて表示・保存登記が完了後しますので、市役所で測量資料や登記簿にて確認できます。

金額について

Q：正確な金額は分かりますか？

A：売買単価が決まっておりますので、面積が確定後、金額が確定します。確定しましたら、市役所やホームページ等で確認できます。

住居について

Q：住居兼店舗はできますか？

A：できます。住居用のみとなります。店舗部分の面積については、50㎡以下かつ延べ面積の1/2未満です。

店舗について

Q：店舗（カラオケ有）はできますか？

A：騒音等になるようなものはできません。営業時間も夜間22時までです。

年齢制限について

Q：夫が19歳、妻が20歳であれば妻が申込者となれますか？

A：妻が申込者となれます。ただし、土地の所有者として登記することが必要です（夫1/2・妻1/2など）。

奨励金について

Q：まちづくり・住まいづくり奨励金はいつもらえるのですか？

A：家の建築契約後、市へ申請します。そして、家が完成して代金を支払後、市へ請求してください。審査後に支払いとなります。

要綱について

Q：夕日ヶ丘分譲地の分譲に関する要綱とは何ですか？

A：申込資格や条件等を定めたものです。窓口でお渡しできます。また羽咋市のホームページでも要綱を確認できます。

協定について

Q：まちづくり協定とはなんですか？

A：夕日ヶ丘分譲地のまちづくりのルールを決めたものです。この協定を守れる方に分譲します。この協定に基づいて250万円の奨励金があります。

買戻し特約について

Q：買戻し特約(10年間)とは何ですか？

A：分譲に関する要綱や、まちづくり協定、契約書で決められたことを守っていただけなかった場合に、「市が買い戻しますよ」という登記です。

地盤改良について

Q：地盤改良は必要ですか？

A：ハウスメーカー等と相談していただいて、適切な工事を行ってください。

町会について

Q：町会には入らなければならないですか？

A：まちづくり協定等に書いてありますが、町会活動に協力してください。加入町会は島出町会となります。